

訪問看護 重要事項説明書

北海道医療大学訪問看護ステーション

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 の号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	学校法人東日本学園
所在地	北海道石狩郡当別町字金沢 1757 番地
代表者名	理事長 鈴木 英二
電話番号	0133-23-1211 (代表)

2. 事業所概要

事業所名称	北海道医療大学訪問看護ステーション
指定番号	第 0160290680 号
所在地	〒002-8072 北海道札幌市北区あいの里 2 条 6 丁目 2 番 1 号 北海道医療大学地域包括ケアセンター内
電話番号	011-788-2771

3. 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

在宅における療養生活を支援しその心身の機能の維持回復を図り、訪問看護の実践とともに、在宅医療と介護の質の向上および関係職種の連携を推進できる人材育成に寄与することを目的とします。

2) 運営方針

- ・質の高いサービスを提供するために、在宅療養を支援する人材の育成に努めます。
- ・地域に貢献できるステーションを目指します。

4. 本事業所の職員体制(令和 7 年 4 月 1 日現在)

職種	常勤・非常勤
管理者(看護師)	1 名(看護職員兼務)
看護師・保健師	5 名(管理者含む)
理学療法士・作業療法士	4 名(非常勤含む)
事務員	1 名

5. 開業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日(祝・休日、12月29日～1月3日を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで
----------	--

6. 営業地域

札幌市北区及び東区、石狩郡当別町太美地域(太美北、太美南、太美東、太美西、太美中央、太美寿、太美スターライト、ビトエ、獅子内、スウェーデンヒルズ)、及び石狩市花川地域(生振、緑苑台東、緑苑台西、緑苑台中央、花川北、花川南、花川東)の区域とする。

7. 訪問看護の提供方法と内容

1) 提供の方法

主治医の訪問看護指示書に基づき、利用者宅で看護師等が具体的な看護・健康相談等を行います。
※訪問看護指示書の料金は、発行元である医療機関より請求されます。

2) 内容

訪問看護(又は介護予防訪問看護)は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)がお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

8. 利用料

- 1) 利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 2) 利用者は、北海道医療大学 訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

3) 利用料金の支払い方法

毎月 15 日前後に前月分の請求書をお渡し致します。

(1) 利用料の銀行引落について

利用料は、1 か月単位とし、当該月の利用料は、翌月 27 日に利用者が指定する口座からお引き落としくなります。27 日が土・日・休日の場合は、その翌日に引き落としくなります。

※原則として、現金でのお支払いは受け付けておりません。

(2) キャンセル料について

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。当日の訪問までのご連絡またはご連絡がない場合はキャンセル料を請求します。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000 円

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業所は、個人情報保護に関する方針を定め実施します。

11. ハラスメント対策

1) ステーションは適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる。

(1) ステーションはハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行います。

(2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。

(3) ステーションが必要な措置を講じるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組む。

2) ステーションは利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るため組織的に対応する。

12. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1) 従業員に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施します。

2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染対策

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます

1) 委員会をおおむね 6 か月に 1 回開催し、従業者へ周知徹底します。

2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を年 1 回以上実施する。

14. 感染症や災害等で当事業所が一時縮小・休止になった場合の体制

1) 訪問看護サービス提供

主治医の指示のもと縮小・休止期間中のサービス内容について、連携体制にある事業所と調整します。

2) 個人情報の共有

(1) 連携体制にある事業所へ個人情報の守秘義務を厳守のうえ利用者の情報を共有します。

(2) 必要に応じ主治医やケアマネジャーとの連携を行います。

3) 留意事項

(1) 縮小・休止期間中のサービス内容は、主治医と緊急性等を相談のうえ訪問を調整します。

(2) 連携体制にある事業所と契約を交わしていただきます。

(3) 通常ケアのうち、状況に応じて優先順位が高いケアのみ行う場合があります。

(4) 他事業所への訪問看護指示書料が発生することがあります。

(5) 他事業所のサービス利用を断った場合も、利用者は何ら不利益を被ることはありません。

15. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 責任者を管理者として、委員会を開催し、その結果を周知徹底します。
- 2) 虐待防止のための指針を整備します
- 3) 研修を通じて従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 4) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

16. 身体拘束の禁止

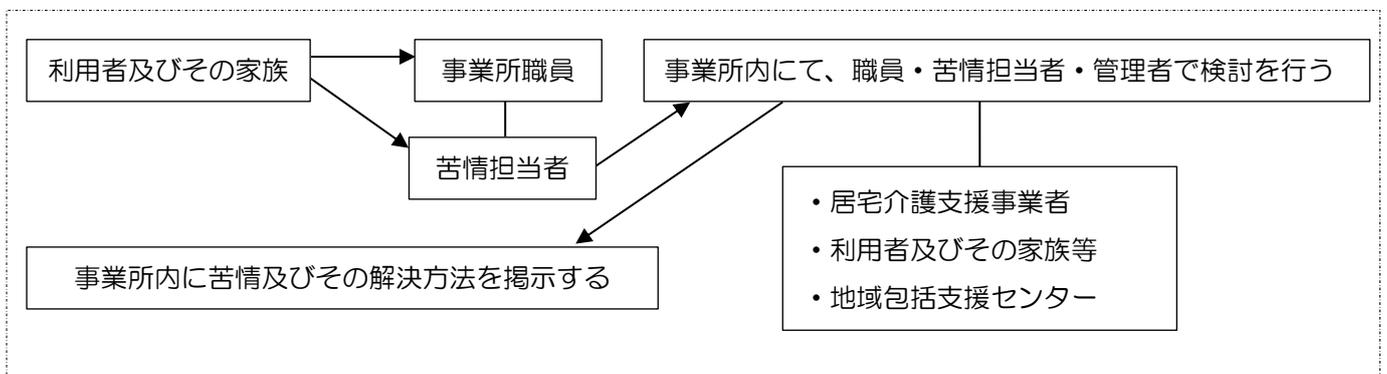
利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

- 1) 利用者又は、その家族から相談または苦情に対応する常設の窓口

北海道医療大学 訪問看護ステーション 管理者 佐藤明子	所在地：札幌市北区あいの里 2 条 6 丁目 2 番 1 号 地域包括ケアセンター内 電話：011-788-2771 FAX：011-788-2650 受付時間：9 時から 17 時 ※土・日曜日、祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理委員	所在地：札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 1 階 電話：011-231-5175 FAX：011-233-2178 受付時間：9 時から 17 時（土日・祝日は除く）
札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部介護保険課	所在地：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階 電話：011-211-2972 受付時間：9 時から 17 時（土日・祝日は除く）
各区役所保健福祉課の相談窓口	<p><札幌市北区役所> 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 電話：011-757-2400（代表）</p> <p><札幌市東区役所> 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 電話：011-741-2400（代表）</p> <p><石狩市役所> 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 電話：0133-72-3111（代表）</p> <p><当別町役場> 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9 電話：0133-23-2330（代表）</p>

- 2) 苦情受付から対応まで流れ



- (1) 関係機関から指示や助言を受けた場合、必要な対策を行います。
- (2) 対応措置を検討し、再発防止に努めます。
- (3) 苦情処理記録を作成し整備します。
- (4) 提供するサービスの質を向上する目的で、研修会などを行います。

訪問看護 重要事項説明書

北海道医療大学訪問看護ステーション

令和 年 月 日

私は、重要事項説明書により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

家族（代理人）住所 _____

氏名 _____ (印)

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

所在地 〒002-8072

北海道札幌市北区あいの里2条6丁目2番1号
地域包括ケアセンター内
北海道医療大学 訪問看護ステーション

(説明者) 氏名 _____

(管理者) 氏名 _____ 佐藤明子 _____